

5. 貸借対照表

貸借対照表

第一生命保険相互会社

(単位:百万円)

科 目	平成18年度	平成19年度	科 目	平成18年度	平成19年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	267,350	177,816	保険契約準備金	28,110,969	28,254,963
現金	1,255	1,196	支払準備金	154,114	156,692
預貯金	266,094	176,619	責任準備金	27,598,685	27,744,733
コ－ル口－ン	272,000	206,300	社員配当準備金	358,170	353,538
債券貸借取引支払保証金	-	47,273	再保険	852	546
買入金銭債権	462,329	316,767	社債	59,007	50,080
商品有価証券	-	46,663	その他負債	1,045,795	1,093,365
金銭の信託	32,564	25,223	債券貸借取引受入担保金	616,766	537,079
有価証券	25,902,665	24,317,141	借入金	130,046	130,032
国債	8,862,167	9,260,744	未払法人税等	56,849	57,678
地方債	567,153	452,300	未払金	75,734	215,827
社債	2,886,726	2,831,143	未払費用	41,619	36,978
株式	6,674,631	4,939,522	前受収益	2,794	1,889
外国証券	6,277,996	6,327,686	預り金	56,706	56,131
その他の証券	633,989	505,745	預り保証金	35,336	36,665
貸付金	5,062,571	4,647,199	先物取引差金勘定	-	47
保険約款貸付	659,269	629,534	借入商品有価証券	-	3,042
一般貸付	4,403,301	4,017,665	金融派生商品	28,129	15,611
一般貸付金	4,377,426	3,991,859	仮受金	1,263	1,995
信託貸付金	25,874	25,805	その他の負債	549	384
有形固定資産	1,173,227	1,238,793	保険金等支払引当金	5,500	-
土地	721,616	807,248	退職給付引当金	466,632	480,475
建物	440,596	424,341	役員退職慰労引当金	1,645	1,138
建設仮勘定	5,036	2,392	時効保険金等払戻引当金	-	1,000
その他の有形固定資産	5,978	4,810	価格変動準備金	207,453	221,453
無形固定資産	98,923	102,665	繰延税金負債	657,857	-
ソフトウェア	64,270	68,656	再評価に係る繰延税金負債	126,794	126,001
その他の無形固定資産	34,653	34,009	支払承諾	15,581	18,835
再保険	124	123	負債の部合計	30,698,088	30,247,859
その他の資産	302,484	542,986	(純資産の部)		
未収金	46,403	236,124	基金償却積立金	140,000	120,000
前払費用	15,473	14,970	基金償却積立金	280,000	300,000
未収収益	164,327	168,851	再評価積立金	248	248
預託金	43,642	43,625	剰余金	265,871	269,913
先物取引差入証拠金	4,597	9,301	損失てん補準備金	4,700	5,100
先物取引差金勘定	1	33	その他剰余金	261,171	264,813
金融派生商品	4,505	40,429	基金償却準備金	36,400	42,600
仮払金	8,093	14,085	危険準備積立金	43,139	43,139
その他の資産	15,441	15,563	価格変動積立金	10,000	20,000
繰延税金資産	-	162,392	社会公共事業助成資金	9	9
支払承諾見返	15,581	18,835	保健文化賞資金	6	4
貸倒引当金	11,534	12,321	緑のデザイン賞資金	6	6
投資損失引当金	86	3,955	不動産圧縮積立金	13,891	15,635
			別途積立金	100	100
			当期末処分剰余金	157,618	143,318
			基金等合計	686,119	690,162
			その他の有価証券評価差額金	2,253,999	957,385
			繰延ヘッジ損益	2	-
			土地再評価差額金	60,005	61,500
			評価・換算差額等合計	2,193,991	895,884
			純資産の部合計	2,880,111	1,586,046
資産の部合計	33,578,200	31,833,906	負債及び純資産の部合計	33,578,200	31,833,906

(貸借対照表の注記)

- 1 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式および関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等(国内株式は3月中の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 商品有価証券の評価は、時価法によっております。
- 4 残存年数10年以下の個人保険・個人年金保険、残存年数10年超40年以下の個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、拋出型企業年金保険(ただし一部保険種類を除く)の小区分に対応した円貨建債券のうち、デュレーション・コントロールを目的として保有するものについて「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。責任準備金対応債券の当年度末における貸借対照表計上額は、4,927,142百万円、時価は5,078,369百万円であります。
- 5 デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。
- 6 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
 - ・再評価を行った年月日 平成13年3月31日
 - ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める公示価格および第2条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。
- 7 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - (1)建物(建物附属設備、構築物は除く)
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
 - (2)建物以外
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
また、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号)に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」

および「定額法」によっております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益および税引前当期純剰余は323百万円減少しております。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌年度より残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより経常利益および税引前当期純剰余は714百万円減少しております。

大井事業所の再編・移転の決定（平成19年12月）により将来の経済価値低下が見込まれる建物等について、当年度末まで上記の方法によった償却を行った後、耐用年数を当年度末までとして臨時償却を行っております。なお、当該費用については、臨時償却費として特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、特別損失が11,350百万円増加し、税引前当期純剰余は11,350百万円減少しております。

有形固定資産の減価償却累計額は、604,881百万円であります。

8 外貨建資産・負債（子会社および関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社および関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

9 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,118百万円であります。

10 平成12年8月に実施した住宅ローンの証券化等（当年度末の原債権残高73,671百万円）に伴い、当社が保有する受益権（25,805百万円）については、信託貸付金として貸借対照表に表示しております。なお、貸倒引当金については、現存する原債権残高の総額を対象として算定しております。

11 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ	退職給付債務	630,293百万円
ロ	年金資産	104,215百万円
ハ	未積立退職給付債務（イ＋ロ）	526,078百万円
ニ	未認識数理計算上の差異	61,731百万円
ホ	未認識過去勤務債務	16,128百万円
ヘ	貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ）	480,475百万円
ト	前払年金費用	-
チ	退職給付引当金（ヘ－ト）	480,475百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
---	----------------	--------

口	割引率	1.7%
ハ	期待運用収益率	1.7%
ニ	数理計算上の差異の処理年数	翌年度より7年
ホ	過去勤務債務の額の処理年数	7年

- 1 2 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、時価のない有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。
- 1 3 役員退職慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、第105回定時総代会で決議された役員退任慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。なお、前年度において役員退任慰労引当金と表記しておりましたが、保険業法施行規則別紙様式の改正にあわせ、当年度より役員退職慰労引当金と表記しております。
- 1 4 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき、株式等の帳簿価額を基準として算出した金額を計上しております。
- 1 5 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 1 6 ヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)に従い、主に、一般貸付の一部および公社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理および繰延ヘッジ、外貨建一般貸付、外貨建定期預金については為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約による振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジを行っております。
- なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動または時価変動を比較する比率分析によっております。
- 1 7 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- 1 8 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1)標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- (2)標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式
- なお、平成8年3月以前加入の終身保険のうち、保険料払込満了後契約(一時払契約を含む)を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てることとし、当年度において既に保険料払込満了後となっている契約(一時払契約を含む)については、今後5年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、責任準備金繰入額は186,139百万円増加し、経常利益および税引前当期純剰余は186,139百万円減少しております。
- 1 9 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアは、利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
- 2 0 時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。
- 従来、時効処理を行った保険金等の契約者への払戻損失は、払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号)に基づき、当年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てる方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、特別損失が1,000百万円増加し、税引前当期純剰余は1,000百万円減少しております。
- 2 1 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、674,569百万円であり

ます。

- 2 2 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、28,942百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
- 貸付金のうち、破綻先債権額は5,813百万円、延滞債権額は20,286百万円、3カ月以上延滞債権額は1,682百万円、貸付条件緩和債権額は1,159百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
- 9にあげた取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は1,246百万円、延滞債権額は2,872百万円それぞれ減少しております。
- 2 3 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、1,501,010百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
- 2 4 子会社等に対する金銭債権の総額は870百万円、金銭債務の総額は4,997百万円であります。
- 2 5 繰延税金資産の総額は、753,975百万円、繰延税金負債の総額は、574,755百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、16,826百万円であります。
- 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金456,075百万円、退職給付引当金173,355百万円、価格変動準備金79,900百万円および有価証券評価損14,561百万円であります。
- 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券に係る評価差額金549,177百万円であります。
- なお、繰延税金資産は繰延税金負債を控除した金額にて計上しております。
- 当年度における法定実効税率は36.08%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主なもの、社員配当準備金18.73%であります。
- 2 6 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機があります。
- 2 7 社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。
- | | |
|--------------|------------|
| 前年度末現在高 | 358,170百万円 |
| 前年度剰余金よりの繰入額 | 114,169百万円 |
| 当年度社員配当金支払額 | 130,134百万円 |
| 利息による増加等 | 11,333百万円 |
| 当年度末現在高 | 353,538百万円 |
- 2 8 子会社等の株式等は、82,634百万円あります。
- 2 9 担保に供されている資産の額は、有価証券566,113百万円、預貯金86百万円あります。また、担保付き債務の額は537,111百万円あります。なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券532,191百万円および受入担保金537,079百万円をそれぞれ含んでいます。
- 3 0 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額はありません。また、同

規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は0百万円であります。

- 3 1 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、957,633百万円であります。
- 3 2 基金20,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
- 3 3 売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は44,217百万円であり、担保に差し入れているものではありません。
- 3 4 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、18,179百万円であります。
- 3 5 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金130,000百万円が含まれております。
- 3 6 負債の部の社債50,080百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債(外貨額499百万米ドル)であります。
- 3 7 外貨建資産の額は、5,348,506百万円であります。(主な外貨額26,815百万米ドル、11,871百万ユーロ)
- 3 8 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、63,675百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。